「カフェテリアプラン」 ～請求から給付までの流れ～

スタート

カフェテリアプランの対象会員である。 → **対象外**（請求できません。）

令和7年4月から9月までの6か月間、継続した加入期間がある会員が対象となります。

対象

「カフェテリアプランメニュー一覧表」からメニューを選択。
メニューを利用し、補助対象経費を支払い、領収書を発行してもらう。

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支払った経費が該当になります。

支払った領収書には、①～⑤が記入されている。

① あて名
② 領収金額
③ 領収年月日
④ 利用・購入した施設名又は品名等
⑤ 領収した事業者名

いいえ → 記入されていない項目がある場合は、「Q&A」の請求手続きQ8～Q12を参照のうえ、是正する

レシート等の添付、余白に記入など

はい

「カフェテリアプラン請求書」を作成する。

「カフェテリアプラン請求書」の申告欄にチェック

「カフェテリアプラン請求書」と領収書を互助会へ提出する。

請求書受付期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日までです。
請求回数は、年度内1回限りです。
電子メールでも受け付けます。
電子メールに請求書及び領収書等のデータを添付して下記アドレスに送信してください。

受付アドレス ： gojokai@pref.aomori.lg.jp

互助会受付・審査 → **書類不備** → 会員へ内容確認・再提出依頼等 → **再提出** → 互助会受付・審査

補助金の振り込み

下記のとおり、例月の医療費補助金等の給付金送金日と同日に
互助会・共済組合に届出している口座へ振り込みます。

10月　1日　～　12月25日までに受付	1月中旬頃
12月26日　～　3月31日までに受付	4月下旬頃